

次期本庄市行政改革大綱及び実施計画 (平成30年度～平成34年度)の策定に向けて

～これまでの行政改革の取り組み(合併以降)と国の動向～

平成29年6月

－ 目 次 －

1. これまでの行政改革の取り組み（合併以降）
2. 国の動向



1. これまでの行政改革の取り組み(合併以降)

◆平成19年度から平成23年度まで

行政改革大綱において以下の4つの重点目標を定め、105の実施計画に基づき行政改革に取り組みました。

1. 市民との協働によるまちづくりの推進

(市民参加と協働に向けた環境づくり、公正で透明性の高い行政運営の推進)

2. 効率的・効果的な行政経営の推進

(事務事業の見直し、民間委託等の推進、公共施設等の見直しと適正管理・電子自治体の推進)

3. 自主性・自立性の高い財政運営の確立

(財政構造の見直し、自主財源の確保、歳出の節減合理化、地方公営企業の健全化、外郭団体等の健全化)

4. 時代に即した組織改革と人材育成

(組織・機構の見直し、適正な人事管理、職員の意識改革と人材育成)

【特徴】

- ・国が地方公共団体に対し示した『集中改革プラン』に合わせて、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化等を大綱や実施計画に盛り込む。
- ・ほぼすべての課において1以上の計画を所管し、取組目標の達成に向けて取り組む。

【主な成果】

- ・効率的・効果的な組織体制の整備と定員適正化（合併直後の平成18年度と比較して職員数67人減少）
- ・給料・手当の見直し（5年間で182,090,568円の削減）
- ・保育所の民営化、観光農業センターやインフォメーションセンターについて指定管理者制度を導入。
- ・市税のコンビニエンスストア納税の導入、納税コールセンターの設置。

【審議会からのご意見】

- ・本市を魅力あるまちとし、住民満足度の向上に繋がるよう、満足度の高い行政サービスの提供に資するための取組内容を設定していただきたい。
- ・取組目標については「業務の改善」に留まらず、「改革」に繋がるものを掲げ、随時目標の見直しを行うとともに期限の設定や数値化など具体的な目標設定に努めていただきたい。
- ・行政改革推進本部においては、機能の強化と責任の明確化に努めるとともに、行政改革推進本部会議の重要性を再認識し、効率的な運営に努め、目標達成に向けた取り組みが行われることを期待する。

◆平成25年度から現在

行政改革大綱において以下の3つの基本方針を定め、50の実施計画に基づき行政改革に取り組んでいます。

1. 行政サービスの質の維持・向上

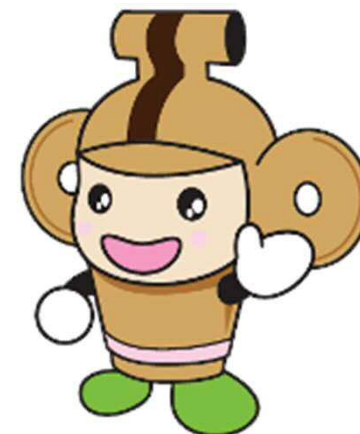
(事務事業の見直し、公正で透明性の高い行政経営の推進)

2. 行政サービスの提供方法の見直し

(組織・機構の見直し、職員の意識改革と人材育成、公共施設等のマネジメント、民間活力の活用)

3. 健全な財政運営

(財政構造の見直し、自主財源の確保、歳出の節減合理化、地方公営企業の健全化)



【特徴】

- ・国が地方公共団体に対し示した『集中改革プラン』による取組の要請期間(平成17年度～平成21年度)が終了した後も、自主的に行政改革に取り組む。
- ・平成19年度から平成23年度中に達成した取組項目や、行政改革としてふさわしくないと考えられる項目を削除するなど実施計画について整理を行い、一部の課において取組報告書を提出。
- ・取組目標に対する進捗状況を分かりやすくするため、達成度をできる限り数値化する。

【主な成果】

- ・公共施設の適正配置(はにぽんプラザ、アスピアこだまの建設)
- ・保育所の民営化、本庄市民文化会館・つきみ荘・都市公園及び体育施設について指定管理者制度を導入。
- ・公共下水道事業について地方公営企業法の一部適用。

【審議会からのご意見】

- ・行政改革に取り組むことでどのように変わるといった実践的なことが読み取れれば、市民は行政が自分たちのことを考えてくれていると受け止めるのではないか。
- ・行政は常に市民の目線に立って、市民から色々な意見を取り入れていただきたい。
- ・総合振興計画の将来像の実現を目指すものであるならば、本庄市の将来を見据えた取り組みがないといけないのではないか。

2. 国の動向

【経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)抜粋】

- ・多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進。
- ・窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。

《具体的な取組(総務省)》

地方自治体における①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務について、民間企業の協力のもとBPR※の手法を活用しながら、ICT化・アウトソーシングなど住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施。

- 政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定の取組が進んでいることから、今後取組が期待される人口規模10～20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016～18年度の各年度で6団体程度、公募の上選定。
- BPRの手法を活用した業務分析や計画策定など検討経費について国費で支援。
⇒汎用性のあるモデルを構築(業務改革におけるBPRの過程を含め、そのノウハウを抽出し公表)し、他の自治体へ全国展開。
⇒これらの取組による歳出効率化等の成果の把握手法を検討・確立し、その手法を活用して歳出効率化等の成果を検証する。

※BPR(Business Process Reengineering)既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、職務権限(人)、業務フロー(プロセス)、情報システム(情報システム化)を再設計するアプローチのこと。

【地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付け総務大臣通知)抜粋】

「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を受けて、地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言。

- 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
(民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し等)
 - 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大
 - 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化
 - 4 地方自治体の財政マネジメントの強化
(公共施設等総合管理計画の策定促進、公営企業会計の適用の推進 等)
 - 5 PPP/PFIの拡大
- ⇒これらの地方行政サービス改革に取り組むことにより、厳しい財政状況の一方で、少子高齢化等を背景として行政需要が増加する状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供することを目指すこととしている。

【経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)抜粋】

- ・窓口業務の適正な民間委託等の加速。
- ・自治体クラウド等をはじめとするICT化・業務改革及び自治体間の境界を越えた広域化・共同化を強力に推進する。